

人事行政の運営等の状況について

徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第4条の規定に基づき、平成20年度における徳島県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成21年9月2日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づく県内関係市町からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併せて有しています。

(1) 職員の任免

任命	解任
4名	11名

(2) 職員数

区分	平成19年度 (平成19年4月1日現在)	平成20年度 (平成20年4月1日現在)
職員数	24名	20名

2 職員の給与等人件費の状況

職員の給与等は、派遣元市町の規定に基づき、派遣元市町が職員本人に支給し、広域連合が派遣元市町に対してその支給額相当分を負担金として支出しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成20年4月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分～午後1時	40時間

(2) 休暇制度の状況

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

特別休暇とは、特定の事由に基づいて認められるもので、選挙権の行使、結婚、出産等に伴う休暇等です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況
該当はありません。

5 職員のサービスの状況
営利企業等の従事制限に関する規則第2条に基づく許可
該当はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めるために、職員研修を実施しています。

派遣職員研修実施

- ・後期高齢者医療制度の概要について
- ・広域連合の設立経緯、規約等について
- ・予算、市町村賦課金について
- ・電算システム、医療給付について

(2) 勤務成績の評定

徳島県後期高齢者医療広域連合においては、勤務成績の評定は行っておりません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

職員の定期健康診断については、広域連合が行うこととなっていますが、派遣元が保健事業の一環として提供する人間ドック等については、受診の機会を与えています。共済組合、健康保険組合、互助組合及び派遣元独自の福利厚生については、その規定を適用します。

(2) 公務災害補償

該当はありません。

(3) 勤務条件に関する措置要求

該当はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立

該当はありません。